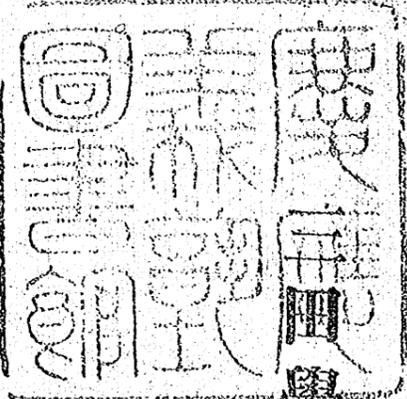


| | |
|------------------|---|
| Title | 経済政策と経済的自由 |
| Sub Title | |
| Author | 気賀, 勘重 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1914 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.6 (1914. 7) ,p.627(1)- 651(25) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19140701-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140701-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



經濟學會雜誌第八卷第六號

論說

經濟政策と經濟的自由



氣賀勘重

國民經濟の本領は國民全般の物質的幸福を完からしむるに在り。國民各員をして
少なくとも生存必須の物資を享得せしめ、所謂野に餓孚なからしむるは勿論、更
に進んで可及的多数の人士をして可及的完全に其物質的欲望を満足せしめ、衣食
に營々たるの外、政治宗教藝術其他人生各方面の生活に活動するの物質的基礎を
得せしむるは正に國民經濟の本分にして、此本分の完成に向つて其歩を進むるは
即ち國民經濟の發達なり。

六二七

經濟政策と經濟的自由

古來の歴史を通過すれば此發達の跡は歴然たるものあり。政治、宗教、其他の事變の爲に時に其發達の阻害せられたることなきに非ず、位置、氣候、制度、習慣、其他の關係の爲に其發達に遲速を生じたることなきに非ずと雖も、一般に人智文明の進歩と共に其發達は進歩し來れり、而して其進歩は之が助成を目的とせる國家、其他の團體の有識的施設なき場合に於ても多少其實を現せり。蓋し、物質的幸福を欲求する人類一般の欲望は自ら生産の技術、交易の組織、法律制度、倫理的關係等の發達を促して此進歩に貢獻するに至らしめたるなり。然れど人智漸く進み、人類生活の條件殊に經濟的生活の條件に關する吾人の智識進歩し來ると共に、國民經濟を促進するの動力として古來の此無意識的盡力の上に更に有識的の盡力の加はり來るものあり。公私各種の施設行動に對して國民經濟全般の見地より利害得失を批判し、利あり得あるものを促進すると共に害あり失あるの施設行動を抑制せんとするの盡力は即ち是なり。此盡力は直接の利害關係を有する人士若しくは團體又は公平なる識者の提唱に初まり、有力なる團體の組織又は輿論の後援に依りて、徐々として實行せらるゝことなきに非ずと雖も、然かも其盡力が眞に國民一般の幸福

を目的とするの盡力として實際に充分の效果を實現するは國家其他一般の利益を目的とせる公共團體の施設に待たざる可らず。蓋し國家は社會全般の利益を代表するものとして法律及び權力の兩手段を併有し、一般の利益の爲に適當と認むるの施設を強制實行し得可く、爾餘の公共團體亦此權力に訴へて一定の範圍内に於ける同様の行動に出づるを得可ければなり。而して輓近文明國に於ける國民經濟の發達は此國家的有識的施設に依りて大に促進されたるものあり。縱令ひ大なる促進の實なしとするも少なくとも大に影響せらるゝ所ありたるは争ふ可らざるの事實なり。

而して吾人は國家其他の公共團體が斯の如く國民經濟の發達を促進するの目的より施設畫策する一切の施設及び制度を一括して經濟政策と云ふなり。故に經濟政策の終局の目的は國民經濟の發達換言すれば國民一般の物質的幸福の増進に外ならず。然るに國民一般の物質的幸福を進むるの途は前述の如く國民各員をして遺漏なく生存最少限度の物資を得せしむるのみならず更に進んで可及的多數の人士に可及的充分なる欲望満足を得せしむるに在りとせば、經濟政策上先づ

第一に目的とす可きは國民全般の生産増加ならざるを得ず。蓋し財貨收得の手段として占有、拾得、掠奪等の一般に依るに足らざるものなる以上、豊富なる欲望満足の資料を得るの途は國民各員をして生産行爲に奮勵せしめ、其生産の効果を可及的大ならしむるの外、復た他に之を求む可らざればなり。然りと雖も、單に生産を大ならしむるの一事のみを以てしては未だ以て完全に國民全般の幸福を進め得たりとなす可らず。國民全般の生産如何に大なるありとするも、財貨の分配其宜しきを得ず、生産の結果は一部少數の階級に歸して爾餘の蒼生は殆ど悉く僅に露命を維々に過ぎざるが如き状態ならんには其社會其國民は決して全體に於て幸福なりと云ふを得ず。可及的の生産を大ならしむると共に可及的多數の人士をして其生産の結果に參與せしむるは、社會全般の幸福を進むる所以にして、又經濟政策の須らく盡力す可き本務たるなり。

要するに國民全般の生産の翼進と適當なる財貨分配状態の助成とは經濟政策の本領なり。而して古來の經濟政策は時に或は生産翼進の一方に偏し時に或は分配状態改善の盡力に偏せることあり、又各個の施設に就て之を觀れば單に其一方のみを主眼とせるもの多しと雖も、一時代を概觀すれば常に其一方のみを主眼とすることなく、通例此兩面の目的を併せ斟酌して行はれたるの状あり。政治、宗教、其他一層重要な目的の之を妨ぐるものなき限り、常に此目的に向つて進めるの状あり。歐洲中世の自由都市に於ける職業組合及び市場制度、近世初期の中央集權的王國に於ける「コルベル」一流の各種施設、十九世紀に於ける農民解放、營業自由制の設定、保護關稅の改廢等觀じ來れば經濟上に於ける其主眼は實に何れも此兩目的の外に出でず。此等の制度法律に依りて或は一部人士の一定の行動を制し、或は之を禁止若しくは獎勵せるは畢竟國民全般の利益の爲に此目的を達せんとするの手段に外ならざるなり。

二

然り而して、此目的よりして近世の國家が實施せる最も偉大なる根本的の經濟政策は所謂經濟的自由の制度の確立なり。經濟的自由とは經濟上に於ける各個人の施設行動の自由を認むるの謂にして、財産の處理處分營業の選擇、居處の選定、賣買其他契約の締結、分業の方法、事業經營の方法等、一切之を各當事者の自由に放任

し、他の方面より毫も之に干渉を加へざることをするは即ち經濟的自由の制度の
眼目とする所なり。

經濟的自由の此制度の設定は勿論一定の時期に於て一個の施設に依りて行は
れたるものに非ず。各國それごとくに幾多の歳月に互り幾多の法律施設と之を助成
せる幾多の運動とに依り漸次に實現せらるゝに至りしものなり。彼の英國に於け
る自由貿易制度の確立が數十年に互りて初て大成したるが如き將た又普墺兩國
に於ける農民の解放が半世紀を費して初て大成したるが如き、僅に一方面に於け
る此自由の設定すら幾多の歳月と施設とを要せる有様にて、農商工各方面に於け
る此自由の完成には更に多くの施設と歳月を要したるなり。而して今日に於ても
此自由は經濟界各方面に互りて一般に完全に確立されたりと云ふを得ずと雖も、
兎に角經濟上に於ける各人の行動を律する制度の原則として今や一般に此自由
は確認せられ、之を制限するは一般制度の例外的施設と見做さるゝに至れり。

十八世紀末葉より十九世紀に互りて文明國が此の如く一般に此經濟的自由の
制度を確立するに至れる所以のものは他なし。經濟上各人をして自由に活動せし

むるは當時の生産要素の許す限り最大の生産を爲さしむると共に、生産物の分配
も亦各員の能力に應じて最も公平に行はるゝを得せしめ、國民經濟の目的を達す
る最も適當なる結果を齎す可しと思惟されたればなり。由來自發的行動の效果は
他人の命令又は制限の下に自家の意思に反して行動する場合よりも遙に大なる
もの世人の普ねく熟知する所、而して各人の經濟的自由を確保し其自發的行動を
促して其十全の效果を生産増進の上に擧げしめんとしたるは現經濟制度の第一
の本願なり。個々の場合に就て之を觀れば智能ある者の指揮經營が凡庸者流の自
由經營よりも良結果を生ず可き場合多しと雖も、人口増加し交易發達し、産業の種
類増加して經濟上の關係益々複雑を極むる近世の社會に於て、各人の經濟的行動
を周密に指揮監督し凡ての生産的經營に遺漏なからしむるが如きは少數の優者
智能者の到底能くし得る所に非ず。寧ろ各人をして自家の利害に訴へ各自の智能
に相當するの經營を爲さしむるは全體に於て國家富源の開發に資すること遙に
大なるものある可し。精緻なる少數者の智識は社會全員の周到なる觀察考慮の結
果に若かざる可し。而して社會全員をして各其能力に應じ全力を盡して國富の増

加に貢獻せしめんとしたるは經濟的自由の現制の第二の本願なり。經濟上各員をして自由行動を取らしむると共に、其自由行動の結果に對しても亦全責任を負はしめ、生産に對する大なる貢獻は大なる所得即ち多量の財貨の分配を以て之を獎勵すると共に、生産に對する小なる貢獻又は損害には小所得又は損失を與へて之を戒め、經濟事業に従事する各人を激勵して生産上に全力を注がざるを得ざらしめんとするは現制度の第三の本願なり。斯くて國民各員全般を鞭撻刺激せば勞働の效果は増進す可く技術並に經營の方法は改良さる可く、生産の組織は進歩す可く、各人各其適處を得て其全能力を發揮す可く、其結果は著しき生産の増加と爲りて社會一般を潤すに至る可し。唯、財貨分配の上より觀れば多少有力者有能者に偏するの傾なきに非ずと雖も、此偏頗は固と能力の相違に準ずる公平なる偏頗にして臆て惰者無能者を發憤せしめ、各自の盡力に依りて分配享得額の増加を謀るに至らしむるの效果ある可く、自ら刻苦精勵する以上相當の所得は何人も之を享得するに難からざる可し。斯くて生産の増加と分配の公平とは兩つながら其目的を達す可しとは經濟的自由の制度の當初より期待せし所たるなり。

斯る期待よりして營業の自由は確立せられ、農民の解放は行はれたり。内外商業の自由は漸次に實現せられ、契約の自由、所有權の自由亦確立せられたり。而して所期の目的も亦大部分達せられたり。自由競争は生産上各方面に其効果を現はし來りて技術は進歩し經營法は改良せられ、交易は進歩し、生産は著しく増進せり。收穫遞減の法則に支配せらるゝこと最も顯著なる農業に於てすら、最近一百年間の生産増加は其以前の五百年間に於けるよりも大なるものあり。工業鑛山業の方面に至りては其増加の過去に幾倍幾十倍するものあるに至れるは復た怪むを要せず。人口増加の趨勢の近世殊に著しきものあるに拘らず、斯る生産増加の結果は其増加せる人口全般をして往時の祖先よりも遙に大なる物質的幸福を享受するを得せしめたり。而して經濟的自由の制度の此結果に就ては今や何人も之を疑ふものなく、其反對論者と雖も、生産上の此大効果は之を否定するを得ざるなり。斯くて經濟的自由の此原則は今や一般に經濟制度の根本原則として確認せられ、國民經濟上近き將來に於て復た動かす可らざるの制度と爲り終れり。

三

然れど經濟的自由の制度には幾多の弊害の隨伴せるものあり。蓋し經濟上各人の自由行動を許す時は各人は互に他と競争して其利益を確保するに勉めざる可らざるが故に社會の經濟關係は所謂自由競争の組織と爲らざるを得ず、而して自由競争の組織は一面如上の利益を擧げしむると共に、又他の一面に於ては強者をして弱者を壓倒するを得せしめ、強者の自由行動の爲に弱者の自由活動を犠牲に供せしむるの結果を伴ふ可ればなり。經濟學上所謂自由競争の弊害として列擧せらるゝは即ち概ね皆是にして、此等の弊害は所謂自由の制度の各方面に實施せらるゝと共に漸次それぐの方面に其實を現し來れり。曩に經濟的自由の結果の光明ある方面をのみ推想して復た多く其暗黒面を顧慮せざりし、識者當路者の夢想だにせざりし弊害も續々として現はれ來れり。穩健なる識者當路者の之が矯正の必要を認むる者漸く加はると共に、熱狂的なる自由主義の賛成者も亦多少其弊害を認めざるを得ず、甚だしきに至りては極端なる保守論者の舊制復活の必要を唱ふる者すら現出するに至れり。然れど經濟的自由の制度の一度齎せる如上の重大なる利益は到底之を捨て得可きに非ず、又他に斯る重大の利益を齎すの望ある制

度は遂に之を發見するを得ず、是に於てか心ある識者經世家の苦心盡力は現制度の此根本原則を維持しつゝ、可及的其弊害を刈除せんとするの方針に向ふに至れり。直接に弊害を蒙れる者も亦團體の組織其他種々なる協力的施設に訴へて其弊害を刈除せんとするの運動に出づるに至れり。

斯くて經濟的自由の制度の實施と共に其一面には之に伴へる弊害の矯正を目的とせる種々の施設畫策を生ぜり、而して此種の弊害矯正缺陷補綴を目的とせる施設は自由制度實施の進行と共に益多きを加へ來り、殊に十九世紀の後半期に入り自由の制度一般に確立さるゝと共に此種の施設畫策亦益増加するに至れり。即ち營業の自由實施に續きて労働契約の自由を制限する工場法先づ其端を開き、農民の解放に次で小農維持、小作改良等の問題生じ來り、内外商業の自由設定の風潮に伴ふて特種營業の獨占、又は制限、保護關稅の復興、取引所法銀行條例の制定等交易に對する各種の制限的施設の實施さるゝ皆是なり。就中最近に於て此種制限の最も顯著なるものは労働者及び企業家間の關係を律する社會政策的施設と對外貿易の自由を制限する國家的關稅政策の二種なれども、併し爾餘の方面即ち農業、

内國商業、交通業、鑛山業等の方面に於てすら個人の經濟的自由を制限するの施設は實に枚擧に遑あらざるなり。

此等の施設畫策は國家其他の公共團體に出づると將た私的團體の盡力に出づるとに論なく何れも多少個人の經濟的自由を制限するにあらざるはなく、然かも其一方に於て經濟的自由の釋放を目的とせる施設は最近三十餘來既に殆ど完成して復た新に施さるゝ所なきが故に、最近に於ける經濟政策の風潮は恰も經濟的自由の制限のみを主眼とせるの觀なきに非ず。個人の經濟的自由を原則とせる現制度を根底より破壊して一定の國家的社會的組織の下に個人の經濟的行動一切を律せんとする絶對的の經濟的自由反對論は矯激なる社會主義者一派の外復た之を贊する者なしと雖も、如上の經濟政策的施設日に多きを加ふる最近の趨勢を觀れば當今の經濟政策は恰も前世紀初葉以來其目的とせる經濟的自由擴張の方針に逆行しつゝあるなきやの感なきを得ず。皮想的の研究者、形式主義の當路者及び論客が所謂公益の爲に個人の自由を制限するを以て經濟政策の本領と思惟するに至るも敢て怪むに足らざるなり。

四

然りと雖も、現經濟制度の精神に照し、經濟政策本來の大眼目に照して之を觀る時は此等の制限的施設は決して一般の經濟的自由に逆行するものと認むるを得ざる可し。蓋し如何なる經濟的施設と雖も個人の自發的自由行動に逆行して能く其根本の目的を達し得可しとは到底信するを得ざればなり。

今經濟政策の主なる當局者たる國家の施設に就て之を觀るに、國家の個人に對する權力は少なくとも形式上に於ては實に無限なり、従つて國家は或種の利益を促進し若しくは之を制馭せんが爲に自由に其權力を行使し得可く之に反抗する各員の行動を自由に制壓するを得可きが如しと雖も、然れども單に國家の此權力手段の適用のみに依りて國民經濟の發達を促進し得可しと爲さば一大謬見たるを免れず。蓋し形式上絶大無限なる國家權力の此適用範圍は實際上二個の方面よりして著しく制限さるゝものあればなり。

由來國家の施設と云ふと雖も、其施設は個人を離れて行はるゝものに非ず、個人に依り個人に對して行はるゝものなり。従つて其施設行動の範圍程度も亦自ら個

人の智識能力及び以外に出づるを得ず。國政當路者の智能と官公吏の智識性格並に一般人民の其施設に適應する資質とは所有る政策の成功に必要な根本要件なり。就中最も重要なものは人民一般の適當なる智識能力にして、當路者の施設の眞義を解し、自發的に之に翼賛協力する多數民衆の存在するなからんか、如何なる名案名策も遂に其効果を擧ぐることなかる可し。是れ一國の成功せる政策の必ずしも他國に成功する能はざる所以にして、又國內多數民衆の自由意思に反する政策の十全の成果を收むる能はざる所以なり。然れば國家が經濟政策上の施設を選擇むに當りても先づ第一に考慮す可きは其國民を構成せる各員の智識能力及び精神の状態なり。此狀態に鑑み多數民衆の自發的協力を得るの望ある場合に於て適當の施設を施さば勞少なくして效果大なる可く、縱令一部人士の反抗ありとするも能く其目的を貫徹するを得可し。然るに國家が其施設に當りて人民の斯る自發的協力を得るの途は單に其當時に於ける説示訓諭のみに依りて之を期待し得可きに非ず。常に其自由の行動を許し、常に公共的生活に参加せしめ其自由行動を適宜の方針に指導誘致することに依り此に初て能く之を期待し得可きなり。

次に經濟政策上に於ける國家の施設行動の範圍は又之に要する資金及び精神的勞力と其成果と比較對照に依りて大に制限せらるゝものあり。國家が其財力と權力とを傾注して或る經濟上の目的を敢行せんとするに際しては其經濟政策は概ね之を實行し得可しと雖も、苟も其結果をして經濟政策本來の目的たる國民全般の幸福増進の素志に沿はしめんと欲せば、國家の行動は之に要する有形無形の費用に依りて自ら制限せられざるを得ず。徒に多大の失費と苦心盡力とを費して然かも其成果其勞費を償ふに足らざるが如き施設に出づるは決して國民全般の物質的幸福を進むるの途に非ざるなり。例令ば手工業者家内工業者の窮厄を救はんが爲に完全なる機械的經營を禁止、工場の發達を阻害せんとするが如き政策は國家の權力を以てすれば敢て不可能事に非ざる可しと雖も、其實行に伴ふ失費其他の損失は到底得る所を以て之を償ふを得ざる可く、従つて社會全般の利益を目的とせる國家は職責上斯る施設に出づるを得ざるなり。而して恰も失費と成果の此關係より觀れば多數民衆の素志行動に逆行する政策は一般に頗る費多くして效少なく概ね到底實行す可きものに非ざるを知る可し。蓋し斯る政策の敢行は徒

に其妨害の排除實行の監督等に多大の失費と勞力を要し、此種の傍系的失費は却つて施設本來の目的の爲にする失費よりも遙に大なるの常なればなり。例令ば労働者の自覺心未だ發達せず企業家亦國民的労働の效果増進の眞價を解せざるが如き幼稚なる工業界に對し、企業家労働者双方の意志に反して労働者保護を目的とせる工場法を實施することありとせんか、此場合に労働者及び企業家相結びて該法律の實施の結果を避けんと試むるに於ては如何に嚴重なる當局官吏の巡視監督も遂に其效果なかる可く、之が爲に投せる多大の國費と監督官の苦心とは時に幾多の犯罪者を造るの外全く無益に歸す可きが如し。

要するに國家の經濟政策的施設に對する以上兩種の制限の何れの方面より觀るも個人の自發的行動は經濟政策の成功に取りて必須の要件たり、國民經濟の發達に取りて必須の要件たるなり。従つて經濟に對する國家の干涉は個人の自發的行動を主要の原動力として利用し、國家は單に此原動力の作用を最有效に發現せしむるに有利なる條件を設定するに止まる場合に於て初て能く充分の成功を博し得可きものなり。國家の權力は實に大なり。然かも國家の強制權は決して絶對的

に個人の意志を支配し得るものに非ず。國家は其施設に依りて間接に個人の意志決定の方針を左右するを得可く、個人の自發的行動に出づる一定の盡力に後援を與へ之を導きて十全の成功に達するを翼賛するを得可し。然かも全然個人の意志に反し、國民經濟發達の原動力に發する民衆の盡力に反して其目的を貫徹するは決して其能くする所に非ず。國民經濟發達の原動力は結局之を個人の自發的行動に求めざる可らざるなり。而して此個人の自發的行動は主として經濟的自由に其端を發するものなりとせば、現經濟制度が原則として此自由を確認する所以も、將た又幾多の識者當路者が幾多の其弊害を認めつゝ、然かも此自由の根本的破壊を唱道企畫せざる所以も自ら之を了解するに難からざる可く、又近時の經濟政策が如何に多大の制限を此自由に加ふるの觀あるも、然かも實際に於て決して之に逆行するものに非ざる所以も、經濟政策上に於ける一部自由の制限のみを目して斯策の本領一に此に在りと思惟する形式主義者の謬見なる次第も等しく自ら明なる可し。

然れど經濟政策上の施設が一部人士の自由行動の上に加ふる制限は兎に角一

種の制限なり。吾人の自由行動の範圍は其制限の程度に於て局限せらるゝ次第なり。然るに此制限を以て實際上自由行動の範圍縮小に非すと爲すは一見奇怪の觀なきに非すと雖も、然かも社會全般の見地より之を通覽するに於ては容易に此奇説の實際に奇説に非ざるを知る可し。蓋し其制限は確に自由制限に相違なきも、通例其制限の一方には更に大なる自由の範圍を開拓するものあるの常なればなり。

五

由來社會制度の外形のみに着眼する者は動々もすれば其觀察形式に偏して復た其實を見ず。法律規則の制限的規定のみを見て直に之を自由行動の範圍の限界と見做し、其範圍以内に於て各人は行動全く自由なりと認むるの風あり。法律上より云へば正に至當の見解なる可く、従つて經濟的自由に對する各種の制限を實行するを以て經濟政策の本務此に盡きたりと爲せる如上の見解も亦至當なる可しと雖も、實際の事實より觀れば是れ畢竟一種皮相の見解復た顧るに足らざるなり。熟々吾人の社會生活を觀るに吾人は法律の許す範圍内に於ても決して等しく完全に自由なるを得るものに非ず。吾人の生活は法律の制限以外に更に吾人各自

の體質能力及び性癖に依りて制限さるゝ所あるのみならず、又一方には種々なる周圍の社會的境遇に依りて制限さるゝものあり。例令ば吾人の教育が兩親の地位財産並に智徳の程度に依りて左右さるゝが如き。將た、吾人の職業選擇が種々なる對人的關係及び經濟上の事情に依りて決せらるゝが如き。或は經濟上に於ける吾人の成功不成功が競争者に對する關係及び市場の形勢に支配せらるゝが如き。即ち皆是にして、其他算し來れば斯る社會的關係に基づく境遇の壓迫制限は實に枚擧に遑あらず。此等各種の境遇の關係は殆んど何れも吾人自身の好んで選擇せるものに非ずして、然かも吾人の行動を種々の拘束し、吾人をして止むを得ず一定の行動を取るに至らしむること恰も法律制度の強制的制限に等しきものあり。吾人は此種關係の吾人に加ふる制限を一括して之を境遇の拘束と云ふ。而して此境遇の拘束中最も甚だしく吾人の經濟的自由を制限するものは經濟上の優者強者の劣者弱者に加ふる競争上の壓迫なり。

此等の所謂境遇の拘束が世間多數の人士の經濟上に於ける自由活動に加ふる制限は實に絶大にして其制限の苛酷なる遂に國家の法律的制限以上に出づるも

のあり。故に一見此自由に對して絶大の干渉を加ふるの觀ある國家の法律的施設も事實上此等の境遇の拘束を解除若しくは緩和するの實あるに於ては其干渉は自由に對する制限と感せられずして却つて實際の經濟的自由の擴張と認めらるる場合甚だ少なからず。否な經濟政策上の施設に出づる國家的干渉の大部分は苟も其施設の經濟政策の本領に背離するものに非ざる限り概ね斯る自由擴張の結果を伴ふものなり。例令ば契約當事者の意思に反して勞動契約の内容に制限を加ふる工場の実施が多數労働者の境遇の拘束に強ひられて自己の幸福に不利なる契約に同意するに至るの厄を排し労働者をして事實上其經濟的自由の範圍を増大せしむるの效果あるが如き、商品の詐稱偽造を禁止する商標保護の施設が不正なる競争を排して正業者の自由活動の爲に其途を開くが如き、將た企業合同に對する「シューマン」條例一流の制限的施設が一部大企業の獨占的横暴に對して一般公衆の消費及び生産の自由を保護するが如き皆是なり。

さはれ、他の一面より觀れば境遇の拘束を解除又は緩和する國家的施設は該拘束の爲に利益を受けつゝありし一部人士に取りては確に一種の自由制限なり。蓋

し此境遇の拘束なるものは種々の社會關係より生ずるものなるが故に、拘束せらるゝ者の反面には直接又は間接に之を拘束するの地位に立てる人士階級あり、而して此等の人士階級は此拘束に依り或は競争者の侵入を阻害し或は自家の權力の下に被拘束者を支配するものなるを以て、其自由活動の範圍は、此他階級他人士の拘束の爲に確に擴大せらるゝ次第なるに、然るに今此拘束にして撤廢又は緩和せらるゝとせば其自由範圍も亦自ら制限されざるを得ざればなり。經濟政策上の制限的施設を目して直に經濟的自由の束縛なり、自由發展の障害なりと爲すは即ち此拘束者階級の見地より觀たる見解たるなり。然かも社會全般の上より觀れば經濟的自由の此制限は決して全般の經濟的自由の縮小に非ず。一部人士に對する其制限は他の方面に於ける一層大なる範圍の經濟的自由を設定するの手段に過ぎず。斯る手段に依り可及の多數の人士をして可及の多大の經濟的自由を得せしめ、各自の能力を可及の自由に發展せしめて經濟上其他一般文明の進歩に可及の多く貢獻するを得せしむるは即ち此種の制限的施設の本來の目的たるなり。

其他個人が任意的に團體組織の下に集まり其團體の意志に服従して各自の自

由を制限する其制限も亦國家の如上の自由制限と等しく事實上各人の自由の範圍を縮少するものに非ずして却つて境遇の束縛を緩和し各自の自由發展に資せんとするの手段に外ならず。營業自由の制度の實施以來競争場裡に於て一致協力を以て相互の利益進歩を謀らんとする團體組織の益増加せるは正に其徵表と云ふ可く、此等の團體は何れも各員が小範圍の各自の自由を犠牲として更に大なる自由と利益を實際に享得せんとするの意思に出でたるものなり。

六

依是觀之經濟政策上の制限と經濟的自由とは決して相反するものに非ず。一部人士の自由活動に對する制限干涉は他の多數人の自由發展を確保するの手段に過ぎず。經濟政策は今尙ほ舊の如く經濟上に於ける個人の自由活動を以て國民經濟發達の主要なる原動力と見做し、可及的多數の人士の爲に可及的充分に其智識能力を自由に發展するの地盤を設定するを以て其本領と爲しつゝあるなり。社會政策上の施設其他の國家的干涉の輓近著しく増加し來りて益々個人の自由活動を制限するの觀あるも、然かも其制限は他の多數人士をして更に大なる自由活動の

餘地を得せしめんが爲の制限なり。其制限に依りて經濟的自由の範圍を縮少するは決して其本領に非ざるなり。故に此種の制限を加ふるも之が爲に他の一方に於て其制限以上に更に大なる自由發展の範圍の他方面の人士の爲に開かるゝの實現はれざる場合に於ては其制限は畢竟有害無益の干涉たるを免れず。各種の經濟政策がそれごとく一定の國民文化の發達の先づ存するを必要とし、一般文化の程度に適應せざる政策の常に失敗に終るは畢竟之が爲にして、労働者の自覺心一定の程度に達せざる邦國に労働者保護を目的とせる工場法を實施するも效果なき所以に正に此に存じ、技術進まず資本窮乏せる邦國に於て工業保護を主眼とせる關稅政策の成功せざる所以も、將た又農民の智識幼稚にして農事改良の技術を解せざる農業社會に土地改良産業組合等の獎勵を目的とせる政策の效果少なき所以も又此に存せり。要するに國民各自の自發的行動の之が後援と爲り執行の原動力と爲るものなき場合に於ては如何なる國家の經濟的施設も到底完全に其目的を達し得可きものに非ず。個人の自發的活動は依然として國民經濟發達の原動力たり。經濟政策成功の必要條件たるなり。名工場監督官の稱ありし「ヴェリスホーファー」氏

嘗て嘆じて曰く、單に工場監督官のみに依りて労働者保護法の完全なる執行を期せんとせば必ずや失望するを免れざる可しと。蓋し労働者保護法の實施には一般公衆殊に労働者の自發的後援の必要あるを云へるなり。其所言は又移して以て爾餘一切の經濟政策に適用するを得可し。

此點より觀れば國民經濟の發達上最も戒慎す可きは形式主義の經濟政策なる可し。單に形式の上より觀れば近世の經濟政策上の施設は殆ど悉く直接又は間接に個人の經濟的自由を制限するものに非ざるなく、此制限にして能く其目的を達せば經濟政策の目的は即ち達せられたるなり。或は産業組合、土地改良、耕地整理等の事業の性質上有利なるを知りて之を獎勵又は強制し、其事業の數爲に多きを加ふれば即ち目的は達せられたるもの速了するが如き、或は保護關稅の有益なるを知りて整然たる其制度の確立に腐心し、該制度の確立さるゝを見ては我事成れりと爲すが如き、其他、農商工業各方面に於ける各種の施設悉く他國他地方に後れざらんことに苦心して然かも制度の上に其完備を見れば即ち足れりと爲すが如き所謂官僚者一流の見解は即ち皆是なり。此等の施設制限は勿論其本來の目的より

觀れば何れも不可なるなしと雖も、徒に其外形のみに着眼して根本の目的たる國民經濟の發達に資するの程度如何を考へず、徒に其制限のみを知りて其制限の爲に一般の經濟的自由發展の蒙る影響如何を顧みざるが如きは頗る危險なる政策と云はざる可らず。此點に關して吾人は多年形式主義官僚主義の干涉的産業政策を行ひ來れる大浦農相が最近の實業家招待會席上に實業家の自由活動を望み自由主義的政策を唱へたる旨を傳聞するを喜ぶ。吾人は敢て一切の干涉を非とするに非ず、否な時勢の進歩に伴ふて益其必要の増加するを認むるものなれども、唯其干涉が徒に經濟的自由を束縛するものに非ずして、其發展に資するものなるに留意せんことを朝野の識者に望むものなり。